

宮崎中央公園さくらまつり開催規則

1 規則の履行

- ①出店者は、以下に述べる各規約および主催者から提示された「出店ルール」を順守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期を問わず出店申し込みの拒否、出店の取り消し、ブース・展示物・装飾の撤去・変更、及び会場からの退去を命じることができます。
- ②出店の取り消し、退去に伴い発生した経費、損害については補償しません。また、事前に支払われた出店料も返還しません。

2 出店資格

- ①出店者は主催者が定める「中央公園さくらまつり」の開催趣旨に合致する商品・サービスを提供する法人・個人・団体などに限定します。
また、下記事例などに該当すると判断した場合は申し込みの受付を断る場合があります。その際の判断基準、根拠については、公表しません。

(出店をお断りする事例)

- ・ 申込書の記載事項に不備や虚偽の記載があった場合。
 - ・ 出店内容が「中央公園さくらまつり」の趣旨にそぐわないと判断される場合。
 - ・ 出店者が第三者の権利を侵害していると判断される場合。
 - ・ 来場者や他の出店者などからの苦情が予想されるまたは、苦情があった場合。
 - ・ 出店者自ら法的倒産手続きの申し立てをしている、あるいは、申し立てを受けている場合。
 - ・ 出店者が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定義する暴力団およびその関係団体等をいう）であること、またはあったことが判明した場合。出店者が出店のために委託・雇用する者が反社会勢力であった場合。
 - ・ その他出店が著しく不相応と判断される場合。
- ③出展申し込みを正式に受理した後でも、出店者が出店規則、ルールなどに従えないと主催者が判断した場合は出店を取り消します。

3 出店申し込み

- ①出店区画はテント用5区画、キッチンカー用3区画とします。
- ②出店希望者からの申し込みを受理し、主催者から出店依頼のご連絡をした時点で出店申し込み受理とします。
- ③出店希望者多数の場合は出店をお断りする場合があります。

4 キャンセルについて

- ①やむを得ない事情により出店辞退・解約をする場合は出店日の1週間前までに書面にて主催者に届出ください。